第3次春日井市障がい者総合福祉計画具体的施策の進捗状況

平成28年3月 春日井市健康福祉部障がい福祉課

#### 1 生活支援

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
① 障がい福祉 サービスの 充実	ア 居宅介護、生活介護等の事業 拡大や受け入れ体制の充実	<ul><li>・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する 実地指導に同行し、指導します。</li><li>・障がい者福祉施設整備補助を行います。</li><li>・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li></ul>	・運営会議において、5月に日中活動系事業所に対し資源調査を行い、 サービスの過不足及び事業所の偏在について11月の日中活動系事 業所施設長会議で報告し、事業の拡大について働きかけを行いまし た。 ・障がい者支援施設の改築費用の一部を補助しました。 ・運営会議において、2月に、利用率が低い短期入所について事業者 に対しアンケート調査を実施し、利用実態について現在検証を行って います。
	イ 計画相談支援の利用促進	<ul> <li>・計画相談支援を周知します。</li> <li>・基幹相談支援センターによる指定相談支援事業所に対する助言指導を行います。</li> <li>・相談支援専門員の増員を図ります。</li> <li>・地域自立支援協議会で計画相談支援の効率的な利用を検討します。</li> </ul>	・7月に、今年度相談支援従事者研修(初任者研修)を受講する方に対し、計画相談支援業務に従事していただくよう要請しました。 ・市内の指定特定相談支援事業所の繁忙状況を毎月確認し、その状況を指定特定・委託の相談支援事業所、基幹相談支援センターに周知し、対応が可能な事業所を紹介できるよう7月に体制を整備しました。・サービス受給者に対し、12月から、更新のおよそ3か月前に、指定特定相談支援事業でサービス等利用計画を作成するよう促しています。
	ウ 居宅介護、生活介護等の専門 的人材の育成・確保及び質的 向上	<ul><li>・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する 実地指導に同行し、指導します。</li><li>・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li></ul>	・運営会議において、11月に日中活動系事業所の施設長に対し、質的向上を目的とした研修会を行いました。 【内容】虐待防止と組織内マネジメントについて
	オ 居宅介護、生活介護等の指定 基準遵守及び利用者のニーズ の聴取	<ul><li>・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する 実地指導に同行し、指導します。</li><li>・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施 します。</li></ul>	・運営会議において、2月に短期入所のサービス利用者全員に対し、 サービスの利用状況の調査を行い、利用実態について現在検証を行っ ています。
	カ 地域生活支援拠点整備の検 討	・保健所など関係機関と連携し地域生活支援拠点の 整備を検討します。	・運営会議において現在行っている短期入所の利用状況の調査結果を 踏まえ、次年度、春日井市での地域生活支援拠点に求められる役割や 機能などを明確にします。また、拠点整備に向けて、関係機関や事業 所との調整を行います。

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
② 地域生活支 援事業の充 実	ア 意思疎通支援、日常生活用具 給付事業の充実	<ul><li>・市役所の手話通訳者の設置を充実します。</li><li>・医療機関などへ手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</li><li>・日常生活用具の対象品目等の拡充について検討します。</li></ul>	・4月に手話通訳者の設置時間を拡大しました。 (火曜日・木曜日の午前9時から正午を追加) ・4月に手話通訳者の派遣範囲を市内から県内にまで拡大しました。 ・7月に市民病院における緊急時の手話通訳者の派遣体制を確保しました。 ・次年度から手話通訳者の設置時間を開庁時すべての時間帯とします。 ・次年度から日常生活用具の支給金額の引き上げや対象品目の追加な どを行います。
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴(以下「地域生活支援サービス」といいます。)の事業の拡大や受け入れ体制の充実	<ul><li>・地域生活支援事業所への実地指導を実施します。</li><li>・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施します。</li><li>・地域活動支援センター I 型の設置について検討します。</li></ul>	・次年度、運営会議において、利用率が低い移動支援について、利用者及び事業者にアンケート調査を行います。
	ウ 地域生活支援サービスの専門的人材の育成・確保及び質的向上	<ul><li>・地域生活支援事業所への実地指導を行います。</li><li>・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li></ul>	1の①のウに同じ
	オ 地域生活支援サービスの指 定基準遵守及び利用者のニー ズの聴取	・地域生活支援事業所への実地指導を行います。 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ調査を実施 します。	1の①の才に同じ
	キ 基幹相談支援センター、障が い者生活支援センターの周知	<ul><li>・広報及びホームページへ特集記事を掲載します。</li><li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li><li>・基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会の提供について検討します。</li></ul>	・12月1日号広報において、周知を行いました。 ・当事者団体との意見交換会を実施して、基幹相談支援センターの役割や計画相談について周知しました。 ・今後も市民や事業者向けの研修会の開催回数を増やします。

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
③ 障がい児支 援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイ サービス、相談支援、保育所 等訪問支援等の事業拡大や受 け入れ体制の充実	<ul><li>・事業所への実地指導を行います。</li><li>・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施します。</li></ul>	・子ども部会において、6月に市内の児童発達支援事業所や放課後等 デイサービス事業所に対し資源調査を行い、10月の資源調査報告会 で、各事業所の支援内容や特色を情報共有するとともに、過不足があ るサービスについては事業の拡大を働きかけました。
	イ 児童発達支援、放課後等デイ サービス、相談支援、保育所 等訪問支援等の専門的人材の 育成・確保及び質的向上	<ul><li>・事業所への実地指導を行います。</li><li>・地域自立支援協議会で講演会や研修会を実施します。</li><li>・愛知県の障害児等療育支援事業に協力します。</li></ul>	・子ども部会において、3月に障がい児通所等支援事業所交流会を開催し、障がい児通所等支援事業所と指定特定相談支援事業所及び障がい者生活支援センターとの情報共有を行い、連携を図りました。
	エ 基幹相談支援センター、障が い者生活支援センターの周知	<ul><li>・広報及びホームページへ特集記事を掲載します。</li><li>・障がい福祉サービスガイドで周知します。</li><li>・基幹相談支援センター等での家族向けの交流・学習の機会の提供について検討します。</li></ul>	1の②のキに同じ
	オーサポートブックの活用	<ul><li>・サポートブックをホームページへ掲載します。</li><li>・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知します。</li><li>・地域自立支援協議会で活用について検討します。</li></ul>	・子ども部会において、6月にサポートブックの活用状況について、 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対し調査を行いました。次年度は、活用の促進策について検討します。
	カ 児童発達支援センターを拠 点とした支援体制づくりの推 進	・地域自立支援協議会で支援体制づくりについて検 討します。	・子ども部会において、9月に、児童発達支援センターを拠点とした 支援体制づくりが構築されている日進市の支援体制を視察しました。 ・子ども部会において、10月に開催した市内の児童発達支援事業所 や放課後等デイサービス事業所が参加する資源調査報告会において、 児童発達支援センターの役割について周知するとともに、児童発達支 援センターを始めとした事業所間の顔の見える関係づくりを進めま した。

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
<ul><li>④ 自立した生 活を支える サービスの</li></ul>	ア 各種手当の支給	・心身障がい者扶助料を支給します。 ・特定疾患り患者等健康管理手当を支給します。 ・外国人重度障がい者福祉手当を支給します。	・心身障がい者扶助料と特定疾患り患者等健康管理手当を7月分までの支給とし、8月からは、登録された店舗・事業所で利用できる福祉 応援券を支給します。
推進	ウ 交通費等の一部助成	・タクシー利用券を支給します。 ・自動車燃料利用券を支給します。 ・リフト付タクシー利用券を支給します。 ・かすがいシティバス利用者・付添人の運賃を減免します。 ・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場の料金を減免します。	・自動車燃料利用券、タクシー利用券、リフト付タクシー利用券を7月分までの支給とし、8月からは、登録された店舗・事業所で利用できる福祉応援券を支給します。

## 2 保健・医療

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
② 精神保健福祉施 策の推進	7 退院の促進	・地域自立支援協議会で退院促進について検討します。	・基幹相談支援センターが、1月に、福祉サービス事業者及び市民を 対象に精神障がい者の地域移行に関する研修会を開催しました。

# 3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
① 教育環境の	イ 特別支援教育支援員の配置	<ul><li>・肢体不自由の特別支援学級へ特別支援教育支援員</li></ul>	・次年度に、肢体不自由の特別支援学級の特別支援教育支援員(介助員)を4名から6名に増員します。
充実	の推進	(介助員)を配置します。 <li>・通常学級へ特別支援教育支援員を試行的に配置します。</li>	・次年度に、通常学級の特別支援教育支援員を6名から16名に増員します。

エ 特別支援教育連携協議会の 設置	・特別支援教育連携協議会の設置を検討します。	・次年度に、近隣市町の状況を確認しながら設置に向けて検討を行います。
オーサポートブックの活用	・サポートブックをホームページへ掲載します。 ・保育園、幼稚園、小中学校、特別支援学校へ周知	1の③の才に同じ
	します。 ・地域自立支援協議会で活用について検討します。	

## 4 雇用・就業、経済的自立の支援

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
① 障がい者雇 用の促進	ア 雇用や就労の推進 イ 相談支援や情報提供の推進	<ul> <li>・就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>・地域自立支援協議会で就労について検討します。</li> <li>・障がいのある人を正規職員や臨時職員として採用します。</li> <li>・就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等を紹介します。</li> <li>・ハローワークとの連携を強化します。</li> </ul>	・はたらく部会において、企業に対し障がい者雇用の現状と市内の就 労支援事業所の周知をするため、9月に地元企業が参加する中部大学 フェアに出展し、障がい者雇用の啓発を行いました。 ・12月に、市内社会福祉法人等が主催した尾張北部圏域障がい者雇 用推進セミナーに、はたらく部会としてブースを出展し、セミナーに 参加した企業に対して市内の就労支援事業所の周知を行いました。 ・はたらく部会において、事業所や関係機関の連携を強化するため、 障がい者が「はたらく」ためのガイドブックを作成し、情報共有を図 りました。また、利用者向けとしてガイドブックを障がい者生活支援
		<ul><li>・ジョブコーチの活用を促進します。</li><li>・障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化します。</li></ul>	センター、ハローワークなどに設置しました。
② 福祉的就労 の充実	イ 障がいのある人が作った物 品の販売促進	・元気ショップを拡充します。	・福祉の里レインボープラザにおいて、4月から元気ショップを新規 出店(4事業所)しました。 ・市役所の元気ショップにおいて、新たに5月と7月にそれぞれ1事 業所が販売を開始しました。

#### 5 生活環境

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
<ol> <li>福祉のまち づくりの推 進</li> </ol>	4 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	・各種委員会、協議会などの委員に福祉分野からの 参画を進めます。	・防災会議の委員として、春日井市身体障害者福祉協会と一般社団法 人春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会からそれぞれ委員として 委嘱しました。
② 住環境の整 備	ウ グループホームの整備の推 進	・障がい者福祉施設整備補助を行います。 ・集合住宅の空き部屋の活用について検討します。	・すまいの部会において、障がい者のさまざまな住まい方の一つとして、集合住宅の空き部屋の活用について現在検討しています。

## 6 情報アクセシビリティ

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
② 意思疎通支 援の充実	ア 手話通訳者の設置と手話通 訳者、要約筆記者の派遣	<ul><li>・市役所の手話通訳者の設置を充実します。</li><li>・医療機関などへ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li></ul>	1の②のアに同じ

## 7 防災·防犯

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
① 防火・防災 対策の充実	キ 要配慮者のための避難所の指 定	・福祉避難所を拡充します。	・第二希望の家の耐震改修工事は3月中旬に終了し、福祉避難所として指定します。
	ク 防災会議への委員登用の検討	・防災会議に福祉分野からの参画を進めます。	5の①のエに同じ

#### 8 差別の解消及び権利擁護の推進

基本的方向	施策	取り組み	平成27年度進捗状況
① 障がいを 理由とする 差別の解消 の推進	ア 障がい者の権利と差別解消に 関する啓発等の実施	・啓発チラシを配布します。 ・講演会を開催します。	・2月に、基幹相談支援センターが市民及び障がい福祉サービス事業所を対象に、障害者差別解消法をテーマとした講演会を行いました。 ・障がいを理由とする差別に関する相談や苦情解決などの受付及び対応については、障がい福祉課と基幹相談支援センター・障がい者生活支援センターが行い、相談事例の共有や差別を解消するための取組に関する協議については、地域自立支援協議会の運営会議で行うこととしました。 ・2月に市ホームページで、障害者差別解消法に関する周知・啓発を実施しました。
② 権利擁護の 推進	イ 成年後見制度の利用促進	・市民後見人養成研修を開催します。 ・成年後見制度利用支援事業の利用を促進します。	・7月に市民後見人の育成、成年後見制度の利用・相談支援の中核となる高齢者・障がい者権利擁護センターを開設しました。 ・相談の受付や成年後見制度への理解を深める講演や研修会を開催しました。 ・市民後見人育成研修(フォローアップ研修)を6回開催しました。

#### 9 行政サービス等における配慮

基本的方向		施策	取り組み	平成27年度進捗状況
① 市役所等にお	ア	職員研修の実施	・障がいのある人に関する理解を深めるための職員	・12月に、平成27年度の採用職員(事務職・技術職・消防職・保
ける配慮及び			研修を実施します。	健師・保育師など70名)に対し、障がい理解についての研修を行い
障がい者理解				ました。
の促進				・3月に、市職員向けの対応要領を作成し、全庁に周知しました。
	1	窓口等における配慮	・手話通訳者の設置を充実します。	1の②のアに同じ